

## 下水道主要機器の品質認定に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、東京都下水道局が発注する下水道主要機器（以下「機器」という。）の品質確保を図るため、機器の品質認定を行う品目（以下「品質認定品目」という。）及び品質認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(品質認定品目)

**第2条** 品質認定品目は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 下水道の基幹的機能を構成する機器で、故障により下水道事業の運営に著しく支障を来すもの
- (2) 大規模な機器で、下水道固有の技術が必要なもの
- (3) 設計・製造・検査・修理に高度な専門技術を必要とするもの

(品質認定品目の指定及び品質認定等)

**第3条** 局長は、下水道主要機器品質認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の審議を経て、品質認定品目の指定及び品質認定を行う。

2 局長は品質認定を行うに当たって、有効期限を付する。

(審査基準)

**第4条** 局長は、品質認定を行うに当たり審査基準を別に定める。

(品質認定希望者の募集)

**第5条** 品質認定希望者の募集は、品質認定の有効期限が満了する年度に期間を定めて行う（以下「定期募集」という。）。ただし、定期募集の期間終了後、品質認定を希望する者に対し随時募集を行う。

2 局長は、品質認定希望者の募集を行うに当たり、募集要項を別に定める。

(報告)

**第6条** 品質認定を受けた者（以下「品質認定者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、書面により報告を行わなくてはならない。

- (1) 機器の設計、製造、検査又は修理に関して不正行為があったとき。
- (2) 品質認定者の責に帰すべき理由により、品質認定を受けた機器に重大な欠陥が発現したとき。
- (3) 品質認定者が申請時の要件を欠くに至ったとき。

(品質認定者の取消し及び停止)

**第7条** 局長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て、品質認定を取り消すことができる。

- (1) 品質認定者から前条の報告があったとき。
- (2) 品質認定者が前条の報告を怠ったとき。
- (3) 品質認定に関する申請書類の記載内容に虚偽が判明したとき。

(4) 当局の品質認定品目に限らず、品質認定者が、製造物の品質に係る社会的に影響が大きな法令違反又は信用失墜行為を行ったとき。

なお、前条に該当したときは、委員会の審議による決定があるまでの期間、当該品質認定を停止する。

- 2 局長は、品質認定者から品質認定を辞退する旨の届出があったときは、当該品質認定を取り消す。
- 3 局長は、品質認定品目の指定を廃止したときは、当該品質認定品目に係る品質認定を取り消す。

(品質認定を受けることができない者)

**第8条** 前条第1項により品質認定を取り消された者は、局長が別に定める期間、品質認定を受けることができない。ただし、第6条第3号に該当したときで、その後申請時の要件を回復した場合は除く。

- 2 前条第2項により品質認定を取り消された者は、品質認定を受けていた期間に前条第1項各号のいずれかに該当していた場合、局長が別に定める期間、品質認定を受けることができない。

(委員会の所掌事務)

**第9条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機器の品質認定及びその取消しに関する事項
- (2) 機器の品質認定品目の指定及びその取消しに関する事項
- (3) 機器の品質認定の審査基準に関する事項
- (4) その他局長が認める事項

(委員会の組織等)

**第10条** 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、次長又は技監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者及び委員長の指名する者をこれに充てる。

総務部長

経理部長

計画調整部長

技術開発担当部長

施設管理部長

設備調整担当部長

建設部長

施設整備担当部長

流域下水道本部 技術部長

- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、建設部設備設計課とする。

(委員会の定足数及び表決)

**第11条** 委員会は委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会の設置)

**第 12 条** 委員長は、委員会の審議を補佐するため、委員会の下に幹事会を置く。

(幹事会の所掌事務)

**第 13 条** 幹事会は、委員会の審議事項を事前審議する。

(幹事会の組織等)

**第 14 条** 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事長は、建設部設備設計課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、次に掲げる職にある者及び幹事長の指名する者をこれに充てる。
  - 経理部契約課長
  - 計画調整部技術管理担当課長
  - 施設管理部施設管理課長
  - 施設管理部施設保全課長
  - 流域下水道本部技術部設計課長
  - 流域下水道本部技術部施設管理課長
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
- 5 幹事長に事故のあるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事が、その職務を代理する。
- 6 幹事会の事務局は、建設部設備設計課とする。

(幹事会の定足数及び表決)

**第 15 条** 幹事会は幹事長が招集し、幹事の過半数の出席がなければ成立しない。

- 2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、賛否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(審議の委任)

**第 16 条** 委員長は、次の各号に掲げる事項について、審議を幹事長に委任することができる。

- (1) 既品質認定品目の仕様の修正
  - (2) 継続認定後の工場再調査
  - (3) 合併、分割等による事業変更及び社名変更
  - (4) その他品質に関する軽微な事項
- 2 前項の委任を受けた幹事長は幹事会において、当該事項の審議を行い、審議結果を委員長に報告する。

(その他)

**第 17 条** この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の下水道主要機器の品質認定に関する要綱の規定は、令和 5 年 2 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 27 日から施行する。